

役員等報酬規程

社会福祉法人 神奈川やすらぎ会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神奈川やすらぎ会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の評議員、理事及び監事のことをいう。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。
2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間80万円以内とする。
2 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事長及び業務執行理事（以下「理事長等」という。）並びに理事長等以外の理事（以下「その他の理事」という。）が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。
2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。
3 上記出席報酬についての支払いについては原則として会議当日に現金にて支給する。

(理事長等の勤務報酬等)

第6条 理事長が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
2 業務執行理事が理事会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬等を支払うことができる。

- 3 その他理事が理事会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表 2 により報酬等を支払うことができる。

(監事の報酬等)

- 第 7 条** 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬を支払うことができる。
- 2 監事が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の指導監査への立合及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び費用弁償を支払うことができる。
 - 3 上記 1、2 の報酬については原則として会議当日に現金にて支給する。

(費用弁償の支給)

- 第 8 条** この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。
- 2 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給することができる。

(報酬及び費用弁償の支給日)

- 第 9 条** 役員勤務報酬等は、毎月 15 日に支払うものとする。なお支給日が金融機関の休業日にあたる場合には、前営業日とする。
- 2 前項以外の報酬並びに費用弁償は、業務あたった都度遅滞なく支払うものとする。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

- 第 10 条** 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意があるときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振込む方法によることができるものとする。
- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

- 第 11 条** この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、評議員会の議決によって行う。

(補則)

第 13 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は令和 2 年 7 月 1 日より施行する。

別表 1 (出席報酬等)

項目	報酬	備考
理事会出席報酬等	10,000 円	日額
評議員会出席報酬等	10,000 円	日額

別表 2 (勤務報酬等)

項目	報酬	備考
理事長業務報酬	700,000 円	月額
理事及び評議員業務報酬	10,000 円	日額
監事監査指導報酬等	10,000 円	日額